

日常生活用具給付意見書(紙おむつ用)				
氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)	
住所				
障害の種別・等級				
必要とする用具	紙おむつ			
用具を必要とする理由	項目	(いずれかに○)		
	○ストマの著しい変形もしくはストマ周辺の皮膚の著しいびらんのため、ストマ用装具を装着できない	該当	非該当	
	○二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害がある	該当	非該当	
	○先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある	該当	非該当	
	○脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難である	該当	非該当	
	①身体障害の原因となる疾病等	脳性麻痺・低酸素性脳障害・頭蓋内出血・髄膜炎・脳炎・頭部外傷・低血糖症・核黄疸・その他()		
	②上記の疾病等の発生時期(年 月 日)	3歳未満	3歳以上	
	③排泄の状況と意思伝達	ア、自力でトイレに行けない	該当	非該当
		イ、自力で便座(排便補助用具の使用を含む)に座ることができない	該当	非該当
		ウ、介助による定時排泄ができない	該当	非該当
エ、排尿・排便の意思伝達ができない		該当	非該当	
その他特記事項(洗腸用具が必要な場合は理由を記入)				
紙おむつ使用状況	紙おむつの使用	常時使用している	使用していない	
備考				
<p style="text-align: center;">上記のとおり日常生活において用具が必要である。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関名</p> <p style="text-align: center;">医 師</p>				

○裏面の注意書きをご覧の上、ご記入ください。

前橋市

様式第3号の裏面(第5条関係)

注意

この意見書は、用具の種目である紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具)の給付の可否を決定するための資料の一つとなるものです。

この意見書で、給付できる内容の記載がされていても、障害者手帳の記載内容、補装具費の支給状況、他の日常生活用具の給付状況などで矛盾する点があると給付決定されないことがありますので、ご了承ください。

また不明な点がありますと給付の決定ができないことがありますので、正確にご記入ください。

【紙おむつ等の給付要件】

身体障害者手帳で排便又は排尿機能障害が確認でき、以下のいずれかに該当する者で紙おむつ等を必要とする者(初めての申請の時に医師の意見書が必要)

- ストマの著しい変形もしくはストマ周辺の皮膚の著しいびらんのため、ストマ用装具を装着できない者
- 二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者
- 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者
- 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排便もしくは排尿の意思表示が困難な者で、以下のすべてを満たす者
 - ①身体障害の原因が次の疾病等によるもの
脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸
 - ②上記の疾病等の発生時期が3歳未満であったもの
 - ③排泄の状況が下記を満たし、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの
 - ア. 自力でトイレに行けない
 - イ. 自力で便座(排便補助用具の使用を含む)に座ることができない
 - ウ. 介助による定時排泄ができない
 - エ. 排尿・排便の意思伝達ができない